

## 規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	職務経験要件の緩和	
担当部局	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	
評価実施時期	令和元年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(昭和61年法律第66号。以下「外弁法」という。)においては、外国法事務弁護士となるための法務大臣の承認の要件について、外国法事務弁護士についての一定の能力・資質・倫理を担保するため、外国弁護士となる資格を取得した後、その資格に基づき、当該資格取得国等において3年以上の実務経験を積むことを必要としている(このような期間を「職務経験期間」という。)一方で、外国弁護士の資格を有する者が日本国内の法律事務所等に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供した場合には、当該労務提供期間のうち1年を限度として上記職務経験期間に算入することができることとされている。</p> <p>このような現行法の要件については、外国弁護士の資格を取得した者が日本で長く労務提供の経験を積んだにもかかわらず、1年しか職務経験期間に算入されないために、日本に長く滞在し、日本の法文化や法実務にも精通した外国弁護士が外国法事務弁護士となることが困難となっているとの指摘がされている。</p> <p>このような指摘を受け、法務省と日本弁護士連合会の共同事務局である「外国法事務弁護士に係る検討会」のとりまとめ報告書においては、上記職務経験要件を緩和し、外国における実務経験として必要な期間を短縮することとされたところである(なお、外国法事務弁護士にも、日本国籍を有する者も含まれているところ、こうした者についても同様に外国法事務弁護士の承認を受けやすくなるというメリットも考えられる。)</p> <p>法務省においては、外弁法を改正し、職務経験要件について、日本国内における労務提供期間の算入上限を現行の1年から2年に拡大することにより、同要件を緩和することとしている。</p>	
	法律又は政令の名称	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
直接的な費用	費用の要素	
	(遵守費用)	特段発生しない。
	(行政費用)	特段発生しない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響等	
	本改正は、一律に職務経験期間を短縮するものではなく、日本国内における労務提供期間の算入上限を拡大するにとどまるものであって、緩和の程度は限定的であること等から、特段の影響は想定されない。	
その他の関連事項	—	
事後評価の実施時期等	施行後5年以内を目途に行う予定である。	
備考	—	